

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
遺言書・遺産分割協議書作成	69,000円	公正証書遺言は、+25,000円
相続人及び相続財産の調査	63,900円	
宅地建物取引業免許申請(新規)知事	119,000円	
宅地建物取引業免許申請(更新)知事	79,000円	
宅地建物取引業免許申請(新規)大臣	174,900円	
宅地建物取引業免許申請(更新)大臣	102,900円	
宅地建物取引業者名簿記載事項変更届 (事務所、役員、専任取引士、その他の内1事項)	1件につき 29,000円	
宅建業協会(全日、全宅)加入申請	37,900円	
会社設立手続き	93,900円	株式会社は、+20,000円
NPO法人設立手続き	169,000円	
公的補助金・助成金の受給申請	55,000円～	※別途成果報酬あり
公庫等金融機関に対する融資申込	62,900円	※別途成果報酬あり
経営革新計画書の作成	269,000円	
会計記帳・決算書類作成	129,000円	※年間契約の場合
議事録作成	21,900円	
会社の合併・分割手続	229,000円	
事業承継計画書の作成	169,000円	
遺留分特定に基づく合意書の作成	46,900円	
中小企業事業承継再生計画の作成	229,000円	
内容証明書作成	23,900円	
契約書作成	32,900円	

そ の 他 の 事 項

1. 交通費・宿泊費は実費とする。
2. 相談業務は1時間あたり5,000円とする。
3. 顧問業務(月額)は依頼者と協議による額とする。
4. 実地調査及び企画指導業務は1時間あたり5,000円とする。
5. 日当は1時間あたり5,000円とする。
6. 着手金は見積総額100,000円を超過する場合に受領し、その見積総額の半額とする。
7. 立替金(印紙代・証紙代など)は別途とする。
8. 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。
9. 依頼者の依頼を受けて書類の作成に着手した後、依頼者の請求により、これを取り止めた場合、又は依頼者の責に帰すべき事由により報酬額を受けることができなかつた場合においても、報酬額を受けることができる。
10. 報酬額には、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により行政書士の役務の提供に対する対価に課される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含まない。

令和5年11月15日



大阪府行政書士会会員

行政書士 柳原 良太

職印